

<原著>

療養所訪問を通してハンセン病問題を考える（４）

菊 地 和 美 (藤女子大学 人間生活学部 食物栄養学科)
(ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会)

樋 口 みな子 (ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会)

増 子 捷 二 (ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会)

三 田 英 二 (ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会)

浅 川 身奈栄 (ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会)

井 上 昌 和 (ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会)

2012年11月5日、『いまハンセン病療養所のいのちと向き合う！～実態を告発する市民集会～』と題して、ハンセン病療養所の実態と今後の課題に関する集会が開催された。翌年1月27日には本学において、QOL研究所主催によるハンセン病問題を考える公開講座（講師：森元美代治さん・美恵子さん・井上昌和さん）が行われ、諸外国を含めたハンセン病問題を報告された。そこで、今回は、2012年～2013年に開催された市民集会やハンセン病回復者との懇談会、公開講座、実践活動などの報告ならびにハンセン病療養所が抱える今後の課題を取り上げたい。

キーワード：ハンセン病問題、社会復帰、ハンセン病問題基本法

はじめに～ハンセン病問題を取り巻く状況

2001年5月のハンセン病国賠訴訟熊本判決から間もなく12年が経過しようとしている。この間、ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）・全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）・ハンセン病国賠訴訟弁護団が、毎年厚生労働省との定期協議を粘り強く続けているが、ハンセン病問題には、まだまだ解決せずに残されている課題が多数ある。

2008年より6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められ、2011年6月22日に厚生労働省正面玄関の前庭に建立された「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」には、「…ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する」と刻まれている。

現在13か所の国立療養所で生活する回復者は、2012年7月末時点で2096名、平均年齢82.1歳であり、70歳以上が94%、80歳以上が66%と高齢化が進み、年間150名前後の方々が亡くなっている。年齢とともに介

護度が重くなっている状況にもかかわらず、国は行政改革と閣議決定を盾に職員の後補充・正規雇用をせず、介護・看護職員の不足が常態化している。その結果、きめ細かい医療・看護・介護が受けられず、誤嚥性肺炎で命を落とす方や、転倒で骨折する方が増加するなど、人間らしい生活が保障されない状況が続いている。

全療協は、2012年7月の臨時支部長会議で「入所者の生存権をも脅かしている実態を無視した政府の無責任極まりない姿勢に断固抗議をし、改善を求める実力行使（ハンスト、座り込み等）を50年ぶりに決定」した。

この後の報告でも触れられているが、2011年11月5日に東京で行われた集会では、玉城シゲさん（94歳）・上野正子さん（86歳）らが、「人間であって人間でない、犬猫にも劣るような生活を強いられている。人間として人生を全うしたい。そのためにはハンガーストライキも辞さない」と決意表明された。

政権交代を挟んで、全療協および全原協は、2013年度予算に要求が反映されるよう命がけの折衝を続けて

きた。その結果1月下旬に厚労大臣から「2013年度は今年度と同数の定員を確保する方針」との回答を得た。ハンセン病療養所を国家公務員の定員削減計画の対象から除外はしないが、削減分と同数の介護職員などを新たに補充し、毎年続いてきた職員減によりやく歯止めをかける見通しだ。

2009年4月より施行された「ハンセン病問題基本法」を受けて、ハンセン病療養所が法律の制限を受けずに、社会に開かれた施設として使用できる可能性が広げられた。現在入所されている方々が安心して生活できる環境を維持しつつ、一般市民も利用できる施設へと切り替えること（療養所の社会化）が療養所の存続を保障するからだ。現在各療養所では、将来構想として、地域に開かれた①医療施設、②福祉施設、③人権・教育の砦としての施設利用等が検討されている。療養所敷地内に保育園がオープン（菊地恵楓園、多磨全生園）、入院病床の地域開放など、一部実現するところも出てきているが、本格的な社会化にはいくつも乗り越えなければならない課題が残されている。

今年度はハンセン病市民学会が青森・宮城で開催されたこともあり、国立療養所松丘保養園（青森）を数回訪問して、回復者の方々と交流を深めてきたが、今回は2012年～2013年に行われた集会・公開講座・懇談会などでハンセン病回復者の方々から伺った話から、ハンセン病療養所の現状、今後の課題を中心に報告したいと思う。

1. いまハンセン病療養所のいのちと向き合う！～実態を告発する市民集会～より

- (1) ハンセン病療養所は早急に国家公務員の定数削減対象から除外すべきである—11.5実態を告発する市民集会に参加して

2013年7月下旬、全療協臨時支部長会議が開催され、「療養所の医療・介護職員削減問題に対する行動の決議」について検討されたことを聞いた。この会議では、「ハンセン病問題基本法」や衆・参の国会決議が全てないがしろにされていること、それに伴う療養所の生活・待遇が一層劣悪になっていること、この問題に対する解決の方向として様々な意見が出された、ということであった。

何よりも驚いたのは、「実力行使決議」が採択された、ということであった。平均年齢82歳を超えた療養所の方々が実力行使まで決意しなければならない今の深刻な状況を改めて思い知らされた。11月5日、東京で緊急集会が開かれることを聞き、私もその「実態」を知りたくて参加する事にした。

この集会では、多くの方々が発言されたが、中でも一番心に残ったのは、ハンセン病の後遺障害とそれを支える現場での介護の実態であった。

弁護士からは、「かつて国は、ハンセン病患者を強制隔離し、絶滅を図る政策を推進して多くの犠牲者を出したこと、この誤りは、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟での熊本判決（2001年）で断罪され、厚生労働相は『被害の回復に法的責任を負う』と約束したこと、2008年には被害の回復を基本理念とする『ハンセン病問題基本法』が衆参両院とも全会一致で制定されたこと、更に『国立ハンセン病療養体制の充実に関する国会決議』も両院で可決されたこと」が経過説明された。しかし一方では、「ハンセン病を巡る歴史的な経過や『ハンセン病問題基本法』、『国会決議』を無視して国家公務員の定員削減を療養所にまで強要するのは国の責任放棄であって、許されることではない、750人の賃金職員の定員化と定員削減の閣議決定を打ち破る」ことの重要性が話され、そして今回の集会の意義を強調して、「文字通り、命を削るたかいです。支援の輪を大きく広げて下さい」という呼びかけを会場に向かって訴えた。

また、医師からは、「年齢が高くなるにつれて、後遺症障害の重症化が顕著で、特に知覚や自律神経の麻痺が進んでいることが特徴であり、唇、舌、喉頭の麻痺や変形で誤嚥をおこしやすいこと、手の感覚がなくなって不安定な身体を手すりでも支えられないこと、発汗機能が乱れ、体温調節が出来なくなって毎日の入浴が必要だが、週3日しか入れないこと」などが出された。

現場の介護職員からは、「全国の療養所で職員の不足から十分な食事介護ができず、食べ物が入管から肺に入り、誤嚥性肺炎で亡くなる人や、夜中にコールしても職員がすぐにつけられず、自力でトイレに行こうとして転倒・骨折した、という例がたくさん生まれていること」などが出されたが、いずれも衝撃的な内容であった。実際の入所者からは「『不自由棟』での看護・介護が限界なので、『病棟』に入室するように宣告された」という驚くべき実態も出された。これは、2001年熊本判決の後、国は強制隔離政策の誤りを認めて謝罪し、その被害を回復するために「最後の一人まで責任を持つ、生きていて良かった、と思える余生を保障する」と約束したことが全く守られていないことを示しており、今回の集会は、入所者の命と尊厳を守るたかいかでもあることを強く感じさせられた。

私も在職時代は国家公務員として国立大学に勤務していたが、不法な「国家公務員の定員削減」と「独立行政法人化」が、大学の教育・研究に大きな障害となっ

ていることを現場で目のあたりにしてきた。この「定員削減」の閣議決定は、国家公務員ならず、地方公務員や他の職場までも悪影響を及ぼしている。

私がこの集会に参加して最も痛感したのは、「ハンセン病療養所をこの対象から外す運動を広めていくことは、療養所にとっても急務であり、これは結局は日本の全ての労働者にとっても共通した重要な課題になっている」ということであった。

2月3日（2013年）付の毎日新聞は、「ハンセン病療養所『呂久光明園』（岡山県）に、特別老人ホームを誘致することが決まった」と報じている。入所者の減少に伴う療養所の将来構想の一環ではあるが、それ以前に現在の職員不足によって入所者の生活・待遇の悪化で死亡者が続出している今の状況を一刻も早く改善する方策が強く望まれる（増子捷二）。

（2）ハンセン病療養所の実態を告発する市民集会～神美知宏氏と弐雄二氏の発言

全療協の神美知宏会長が13か所の全療養所を訪問調査した結果を報告した。入所者は高齢化が進み、平均年齢は82歳。病気の後遺症障害が進行しているにもかかわらず、行政改革で、職員の大幅削減が深刻になっていること。不自由になった入所者は、食事、入浴、排せつなどの介護が十分に受けられない状況や、誤嚥性肺炎が増えていて安心して生活できない状況を報告した。

国は長年の強制隔離政策の過ちを認め、2008年に制定されたハンセン病問題基本法で、医療・看護・介護などの充実に努力すると決めたのに、法律は形骸化し、人としての尊厳や命が脅かされていると告発した。このままでは医療機関としての役割を果たせなくなる。かつて西ドイツのヴァイツェッカー大統領は『過去に目を閉ざす者は現在に対しても盲目となる』と言った。座して死を待てない。最後までたたかいぬく』と決意を語った。

弐雄二ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長（栗生楽泉園自治会副会長、群馬県）が「必要な介護」について報告し、「熊本地裁判決が出て人間回復されると思っていたが、国はサボタージュを続けている。介護員が少なく、風呂には週3回しか入れない。俳句でも有名な89歳の友人は介護度が増したからと、『不自由者棟を出て、病棟に移れ』と言われた。不自由者棟で暮らせるようにしてほしい』と訴えた。

私は10年前まで、北海道にもハンセン病患者がいらしたことも知らなかった。東北や遠く四国の隔離施設に収容されたことを知った。国立療養所松丘保養園（青森県）を訪れる機会があり、入所者の誇りを奪われた

人生を聴かせていただいた。ほとんどが故郷に帰ることは叶わず、療養所で余生を送っている。何もしてあげられないけれどせめて入所者の応援者でありたいと思い、「ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会」の会員となりちょうど10年になる。今回、集会に参加し、90歳を超える入所者が、「人間をかえせ、人間であって人間でない生活を強いられた。子どもも殺された（墮胎）。命の尊厳を求めてハンストします」と訴えたことに胸がえぐられるように感じた。これからの余生がせめて快適に生きられるように署名などで協力したいと思っている（樋口みな子）。

2. ハンセン病問題を考える集会ならびに茶話会

2013年1月27日にQOL研究所公開講座「ハンセン病問題を考える集会～今、私たちに問われていること～」が開催され、むすぶ会事務局が企画・実施に関わった。

東京からお招きした森元美代治さん・美恵子さんご夫妻の話から、ハンセン病回復者の方々が味わってきた苦難の道のりと、それを乗り越えてきた勇気を知り、多くの参加者が大きな感動を与えられた（講演の詳細は報告書別項を参照いただきたい。画像1）。



（画像1 公開講座（森元美代治さん））

ここでは、主に集会後に森元さんご夫妻を囲んで開かれた茶話会（約20名参加）での交流内容を報告したいと思う（画像2）。

各参加者から簡単な自己紹介と感想、森元さんへの質問を出していただいた。

学生からは、「ハンセン病の病名だけは聞いたことがあったが、何も知識がなく、差別の事実も知らなかった」「大変な思いをされて来たことを聞いて驚いた」など率直な感想が寄せられた。

社会人の方々からは、「ソーシャルワーカーとして患



(画像2 茶話の様子)

者さんの医療制度・サービスの利用などについてお手伝いをしているが、病気のことを職場に知られたくないという方には、申請方法などを工夫して、隠すための手段を講じることもある。それが正しいかどうか、森元さんのお話を聞いて考えさせられた。「かつては国立療養所の栄養士でさえ『消毒くさい』と差別的な目で周囲から見られていた」「森元さんが自らハンセン病回復者だと公表したことで『心の自由を得た』」というお話に感銘を受けた。隠して、抑圧されて人生を終えるのではない生き方を選択したことが素晴らしいと思った。美恵子さんが森元さんのご両親に会いに行ったお話が心に残った」などの発言があった。

さらに、伯父が国立療養所松丘保養園（青森県）で亡くなったという方も参加されていて、「自分のルーツを調べる中で、祖父の膳本から母の兄が松丘で亡くなっていたことがわかった。札幌で勤めた後、ハンセン病と診断され、1930年に療養所に送られたらしい。昨年松丘を訪問し、当時の伯父を知っている人から話を伺った。国賠訴訟でなぜ最初は13人しか原告がいなかったのか、最後まで裁判に加われなかった人がいたのはなぜか、色々な疑問があり、今後学んでいきたい」と語られた。この発言には、私たちも驚き、このような形で遺族の方とつながれたことはとても重要なことであり、今後も様々な形で情報交換などをしていきたいと考えている。

次に、森元さんに参加者から寄せられた質問にお答えいただいた。

Q 困っていることは？

A 個人的にはない。ただ、自分がハンセン病回復者だと公表していない人が90数%いて、社会復帰者はそのほとんどが隠している。それで病気になって病院にかかった時に、既往症を聞かれるが、ハンセン病やそれに伴う後遺症を隠すことによって、正しい診断をしてもらえない。それによって命を縮めているのではないかと心配している。

Q 現在の療養所の介護事情は？

A 国は裁判に負け、控訴断念し、「最後の一人まで面倒見る」と約束したが、閣議決定を盾に職員を増員しない。見えない人が3割くらいいて、手の感覚がないために、舌でおかずかご飯かを確認めしれない「犬食い」を余儀なくされている。入所者20人に対し看護師が1人しかいない。以前入所者は「最後の一人になりたくない」と言っていたが、今は「最後の50人にはなりたくない」「早く死にたい」「惨めになりたくない」と言っている。入所者の8～9割は10代の時に収容されており、70～80年間隔離されている。1/31に先日亡くなった曾我野さん（全原協の初代代表）の追悼集会があり、この闘いの決起集会になるだろう。

Q どのような差別があったのか？

A 差別のため、親の死に目に会えない人がたくさんいた。療養所には取締り専門の監督さんがいて、私も3回捕まった。園長が退院証明を書いてくれないので、最後は飛び出した。差別は「らい予防法」により作られ、憲法で認められている基本的人権が認められなかった。人格を傷つけられた、人間性を奪われたとはどういうことかということ、例えば療養所に入る時、みな偽名を使うように言われる（故郷に残った家族が差別を受けないように）。父は「そうしないでもいい。喜界島ではみんな知っているから」と言い、私は本名で生活した。差別とは言葉では言えないことが色々ある。甲府で1951年に「一家9人心臓中事件」があった。ハンセン病と診断されたその家のお兄さんが、夜遅く病院から帰ったら、ほかの家族8人が農薬を飲んで死んでいた。本人も農薬を飲んで死んだという事件。ハンセン病への差別により、こんな痛ましいことが実際に起こっていた。

Q 家族（遺族）の横のつながりはあるのか？

A ほとんどない状況。裁判後、「れんげ草の会」ができ、家族（遺族）が交流するなど活動をしているが、呼びかけられても参加はしたくないという家族も多いようだ。

Q 回復者の方々にとって宗教とは？

A 心の救いを求めて入信した人も多く、救いになったことは間違いない。ただ、憐れみを受ける側からすると本当の救いにはならない。かつては、療養所内の教会でも、外から来た人と自分たちとは座るところが違うという差別があった。今は同じところに座るようになったが、当時はキリストの愛について、白々しいと話していた人もいた。歴史的には、欧米から布教に来たカトリック信者などの先進的な救済事業によって、日本のハンセン病患者が救済された

という事実がある。

まとめとして、森元さんから関東地区の大学生がチャオ QIAO（橋）という NGO グループで、中国などのハンセン病療養所の支援活動をしていることが紹介された。中国の療養所は世界一貧しい状況であり、学生が夏休みにボランティアで道路や井戸掘りの整備などを行っているとのこと。森元さんも初めの頃は学生を引率して中国などにも出かけていたそうで、ぜひ北海道にもチャオを作ってほしいという熱いメッセージが送られた。

最後に参加者の希望から、森元さんご夫妻を囲んで一同で記念撮影をして和やかな雰囲気の中、茶話会を終えることができた（浅川身奈栄）。

3. ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会の10年の歩みと今後の課題

1月27日の集会の際に報告した内容をもとに以下まとめて記載する（画像3）。



（画像3 ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会 井上さん）

(1) 当会設立より10年が経過した。2002年6月に行った設立総会では、当会の目的を以下のように決めている。

「2001年5月11日に歴史的な原告勝訴となったハンセン病国賠訴訟の判決内容を踏まえ、『らい予防法』のもと『無らい県運動』が各地でどのような形で進められてきたのか、国の誤った政策によってどのように差別・偏見が作りだされてきたのか、回復者の方々が歩んできた道のりなどについて知り、この国賠訴訟によって何が問われ、私たち市民はそこから何を学び、何をしなければならないかを考え、自分達にできることから行動していくことをこの会の目的とする」

(2) この目的に沿って、次のような活動を行ってきた。

①事務局のメンバーを中心に、年数回、療養所を訪問

し、これまでに、国立12か所、私立1か所、海外2か所（韓国ソロクト・台湾楽生院）の療養所を訪問し、回復者の方々との交流を図ってきた。

②ハンセン病回復者の方々の体験を聞き書きし、ハンセン病問題の歴史を記録として残す取り組みを行ってきた。また、療養所訪問や聞き書きの内容は会報で紹介するほか、北星学園大学や藤女子大学 QOL 研究所の論文・実践報告等に寄稿してきた。

③集会・大学などから要請を受け、ハンセン病の歴史・療養所の状況・回復者から伺った体験談などを踏まえ、ハンセン病問題に関する講演・講義等を行ってきた。

④ハンセン病問題に関する活動を行っている各団体と連携を取り、共通する課題として、ソロクト・楽生院訴訟の支援、胎児標本問題、映画「続・あつい壁」上映運動、ハンセン病基本法の制定を求める取り組み、北海道検証会議ワーキンググループへの参加、その他集会などを行い、啓蒙・啓発の機会としてきた。

⑤ハンセン病市民学会の総会・交流集会に参加し、会場となる療養所を訪問する中で、ハンセン病問題について学び、また、回復者の方々・支援団体の方々との交流を図ってきた。さらに会の活動紹介として、ポスター展示（3回）を行ってきた。

(3) 今後の活動の課題は次の通りである。

①ハンセン病問題が私たちに問いかけているものを強く受け止め、この問題が風化しないように、周囲の人々や次の世代へと伝えていくこと。

②各療養所で生活されている平均年齢82歳を越える回復者の方々が十分なケアを受けられ、「最後の一人まで安心して生活できるようにする」との約束を国に果たさせるように、回復者の方々の運動に連帯していくこと。

③療養所の社会化について、ともに考え進めていくこと。

④冤罪で死刑執行された「菊池事件」の再審査請求の取り組み（署名活動）に取り組んでいくこと。

設立以来、当会の合言葉となっている「熊本判決を踏まえ、真実を学び、考え、行動しよう」を忘れずに、今後も微力ながら取り組みを進めていきたい（井上昌和）。

4. 公開講座アンケート結果

公開講座終了後にアンケートを行い、得られた回答は以下のとおりである。

(1) 属性

アンケート回答者 39 名のうち、男性は 35.9%、女性は 64.1%であった。年代は 20 代が最も多く (46.2%)、次いで、60 代 (20.5%)、50 代 (15.4%) であった。職業など所属は、学生 46.2%、その他 33.3%、公務員 10.3%、福祉関係 5.1%の順であった。

(2) 内容

集会の内容について、「期待通り」69.2%、「ほぼ期待どおり」30.8%であった。ハンセン病についての理解は「深まった」76.9%、「ほぼ理解できた」17.9%、「あまり解らなかつた」5.1%であった。今後については、「さらに学びたい」53.8%、「興味をもった」30.8%、「交流したい」23.1%であった。

(3) 感想

ハンセン病について知識がなく、お話を聞いて理解が深まった。ハンセン病の理解が伝わることを願う。ハンセン病は治る病気であるのに理解されなかつたり、差別・いじめなどひどいと思った。外国では受け入れられているのに日本の対応を考えた。もっと広く多くの人に知ってもらふべき病気ではないかと思った。長い間の背別・偏見に対して勝ち越した森元さんと美恵子さんに敬意を表したい。家族の会がないことを初めて知った。生き抜くという姿勢に心打たれたなどの感想が寄せられていた。

おわりに～ハンセン病問題の課題について

ハンセン病問題について、私達ができることは、まず知ること・学ぶことだと思う。

平均年齢 82 歳を越える回復者の方々から、その体験や思い等の貴重なお話を聞き取り、私達ができることは何かを問い続けることは、まさに時間との闘いとも言えよう。また高齢化に伴い各療養所の入所者自治会の維持運営が困難になってきており、ハンセン病問題を当事者の方々とともに、支え取り組んでいく市民の役割はますます大きくなっていると感じている。

私達は今後も市民学会などの場に参加し、学び交流することと同時に、療養所を訪問し、回復者の方々の歩みを聞き取ることを続けていきたい。

ハンセン病療養所の療養環境が整備され、回復者の

方々が残された日々を安心して生活できるようになることを願ってやまない。

また併せて療養所をアウシュヴィッツのように「負の遺産」として残し、人権・教育の砦として利用することが、日本の歴史や私達の社会において、同じ過ちを繰り返さない事の誓いにもなるであろう。

戦前の日本占領下において、韓国・台湾で療養所に強制隔離された方々に対する日本政府の補償が、補償法改正 (2006.1) 以降実施され、認定作業が続けられている。今後も韓国・台湾の療養所訪問や回復者の方々との交流などからも、ハンセン病問題について考えていきたい。

謝辞

本報告をまとめるに際して、ご協力いただきました関係各位に深謝致します。また、本報告は藤女子大学 QOL 研究所研究助成金 (実践的活動) によって行われたことを付記致します。

参考文献

- 1) 北海道ハンセン病問題検証報告書：北海道ハンセン病問題を検証する会議，2011年6月
- 2) ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団：開かれた扉～ハンセン病裁判を闘った人たち～，講談社，2003年
- 3) 北海道弁護士会連合会：道弁連人権ブックレット No1 考えようハンセン病問題道内出身者が語る「奪われた人間の尊厳」，北海道弁護士会連合会発行，p.30-32，2005年
- 4) ハンセン病市民学会編：シンポジウム 療養所の将来像を考えよう～社会とのきずなを求めて，ハンセン病市民学会発行，2007年
- 5) 全国ハンセン氏病患者協議会：全患協運動史～ハンセン氏病患者のたたかひの記録～，一光社，1977年
- 6) 全療協 (全国ハンセン病療養所入所者協議会)：復権への日月，光陽出版社，2001年
- 7) ハンセン病・国家賠償請求訴訟を支援する会：ハンセン病問題 これまでとこれから，日本評論社，2002年
- 8) 全療協：検証会議 ハンセン病と闘った人達に贈る書，光陽出版社，2005年
- 9) 全療協ニュース No.958，全国ハンセン病療養所入所者協議会，2010年11月1日
- 10) 人間第60号，群馬・ハンセン病訴訟を支援し，ともに生きる会，2011年1月1日

Think about issues related to Hansen's disease through visit to sanatoriums (4)

Kazumi KIKUCHI

(Fuji Women's University)

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Minako HIGUCHI

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Shouji MASUKO

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Eiji MITA

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Minae ASAKAWA

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Masakazu INOUE

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

A meeting was held on November 5, 2012 to discuss the lives of Hansen's Disease patients at sanatoriums as well as the problems faced by the patients and facilities. A second meeting was held on January 27, 2013, organized by the QOL Research Institute, at which issues and activities regarding Hansen's Disease in Japan and other countries were reported by Miyoji and Mieko Morimoto. In this paper, we review the conferences, meetings with patients, and public seminars on Hansen's Diseases held in 2012 and 2013, and summarize the problems facing sanatoriums in Japan.